

沿岸広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年2月8日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 宮古岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根27番81地先から27番30地先まで	新	m 29.5~7.2	m 211.1
	旧	18.5~5.7	211.1
下閉伊郡岩泉町上有芸字運名根27番27地先から27番26地先まで	新	15.6~10.2	98.4
	旧	15.6~8.5	98.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和4年2月8日から同年3月8日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 有芸田老線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番1地先内	新	m 39.4~5.9	m 279.1
	旧	11.4~4.5	279.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和4年2月8日から同年3月8日まで